# ID:　174

## 担当部署:　教育委員会事務局 学務課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 学校施設利用の許可 |
| **法令名****根拠条項** | 社会教育法　第45条第1項 |
| **法令番号** | 昭和24年法律第207号 |
| 【基準】　法第45条の規定による。　(学校施設利用の許可)第45条　社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。2　前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。 |
| **標準処理期間** | 7日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |